

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<http://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年5月30日付「保医発第0530002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、下記の項目につき検体検査実施料が平成20年6月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

### 「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
<b>D004 穿刺液・採取液検査</b>					
6	涙液中総IgE定性	イムノクロマトグラフィー法	100	尿糞便 34	*1
<b>D007 血液化学検査</b>					
29	MDA-LDL	ELISA法	200	生化 I 144	*2

[注]

- \*1：ア 涙液中総 IgE 定性は、区分「D004」穿刺液・採取液検査の「6」の子宮頸管粘液中顆粒球エラスターゼに準じて算定する。  
イ 涙液中総 IgE 定性は、アレルギー性結膜炎の診断の補助を目的として判定した場合に月 1 回に限り算定できる。
- \*2：ア MDA-LDL は、区分「D007」血液化学検査の「29」のレムナント様リポ蛋白 (RLP) コレステロールに準じて算定できる。  
イ MDA-LDL は、冠動脈疾患既往歴のある糖尿病患者で、冠動脈疾患発症に関する予後予測の補助の目的で血清中の MDA-LDL を測定する場合に 3 月に 1 回に限り算定できる。ただし、糖尿病患者の経皮的冠動脈形成術治療時に、治療後の再狭窄に関する予後予測の目的で測定する場合、上記と別に術前 1 回に限り算定できる。